

○大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例

令和元年八月一日

大分県条例第十七号

改正 令和二年一〇月六日条例第四一号

大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 河川におけるプレジャーボート等の適正な係留場所の確保並びに県民の生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るため、大分県河川プレジャーボート等係留施設(以下「河川係留施設」という。)を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「プレジャーボート等」とは、ヨット、モーターボートその他の船舶(人又は貨物を積載し、自航であるか又ははい航であるかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。)をいう。

(名称及び位置)

第三条 河川係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
裏川プレジャーボート等係留施設	大分市青葉町
中江川プレジャーボート等係留施設	佐伯市中江町
中川プレジャーボート等係留施設	佐伯市駅前二丁目、日の出町及び葛港

(令二条例四一・一部改正)

(利用の許可)

第四条 河川係留施設を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、河川係留施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、河川係留施設の利用を許可しないものとする。

- 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 河川係留施設の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

3 知事は、第一項の許可に、河川係留施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条第三項の条件に違反したとき。
- 二 利用者が偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、河川係留施設の管理上支障があると認めたととき。

2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第七条 利用者は、河川係留施設の利用に当たり、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第九条 利用者は、河川係留施設の施設を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、河川係留施設の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条第一項及び第七条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

3 大分県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和二年条例第四一号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例第四条第一項及び第七条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

3 大分県使用料及び手数料条例 (昭和三十一年大分県条例第二十七号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略